＜実労働時間の考え方について（再申請用）＞

支給対象期間の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を２６週で割ったときに、交付要件の時間以下であった場合でも、雇用促進奨励金の交付対象となる場合があります。

申請書のご提出前に、ご確認をお願いいたします。

雇用契約書等で定めている１週間の労働時間
障害者、重度障害者（長時間）・・・**３０時間**
重度障害者（短時間）・・・**２０時間**

時間以上 →

支給対象期間の総労働時間÷２６週
・障害者、重度障害者（長時間）・・・３０時間
・重度障害者（短時間）・・・２０時間

時間以上 → **奨励金の支給対象となります**

時間未満 →

支給対象期間の総労働時間×７÷支給対象期間の暦日数
（例：１８３日、１８４日など）
＝週平均の労働時間・・・A
Ａの時間が、
・障害者、重度障害者（長時間）・・・２４時間
・重度障害者（短時間）・・・１６時間
（支給要件である１週間当たりの勤務時間数の８割）

時間以上 → **奨励金の支給対象となります**

時間未満 →

１か月の総労働時間×７÷暦日数
＝月ごとの平均実労働時間・・・B
Ｂの時間が、
・障害者、重度障害者（長時間）・・・２４時間
・重度障害者（短時間）・・・１６時間

時間以上の月 → **交付対象期間のうち、時間以上の月のみ奨励金の支給対象となります。**

時間未満の月 → **奨励金の支給対象となりません。**

時間未満 →

奨励金の支給対象になりません
ただし、重度障害者（長時間）の方は重度障害者（短時間）として申請できる場合があります。